

## 生活習慣病管理料への移行について

令和6年度の診療報酬改定に伴い、生活習慣病(高血圧・脂質異常症・糖尿病)を主病として通院中の患者様に対して、これまで当院では「特定疾病療養管理料」にて管理を行ってまいりましたが、この度、療養計画書を用いた総合的な治療管理をするための「生活習慣病管理料」へ移行することとなりました。

受診時に医師・看護師など専門職種により個々人に応じた「生活習慣病療養計画書」を作成・説明させていただき、よりよい治療を目指すこととなります。

この「生活習慣病療養計画書」には初回のみ患者様の署名をいただく必要があります。

また、窓口負担についてもこれまでの金額より変更が生じます。

皆様のご理解とご協力を頂きますようお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

医療法人社団為王会 尾形クリニック